

お知らせ なんたん



第44号(2の2)平成19年11月9日発行

清潔で快適な生活環境実現のため、下水道に接続を！

南丹市では、快適で住みよい地域づくりを目指して、下水道の整備を進めています。きれいな川や美しい自然を守るため、下水道が整備された区域においては生活雑排水を下水道に流します。下水道管が布設され、終末処理場に下水を流すことができる状態になると、市ではその区域を下水道の処理区域として供用開始の告示を行います。告示された区域には、法律や条例などで、次のことが義務付けられます。

- ①台所や風呂などの汚水は、遅滞無く6ヵ月以内に下水道に接続する。
- ②くみ取り便所は、3年以内に水洗トイレに改造すること。
- ③家を新築、増築、改築する場合は、水洗トイレでないと建築の許可がされません。また、処理区域内で浄化槽設置のご家庭でも、速やかに下水道への接続をお願いします。台所、風呂、洗面所の雑排水やトイレからの排水を下水道へ流すための排水設備工事は、市が認定している「排水設備指定工事業者」へお申し込みください。

●下水道へ流してはいけないものについてのお願い
下水道に水に溶けない紙や布類を流すと、ポンプの故障の原因になります。ポンプが故障すると、宅内に汚水が逆流したり、マンホールから汚水があふれて大変なことになりますので、各家庭において十分注意してください。

●合併浄化槽維持管理についてのお願い
浄化槽が正しく維持管理されることで、衛生的で快適な生活、河川の水質浄化が促進されます。浄化槽の取り扱いルールは「浄化槽法」で下記の業務を行うよう定められています。これらを守り、浄化槽は正しく使用し、適正な維持管理に努めてください。

- ①保守点検業務 浄化槽内の装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整・修理・スカム(浄化槽内に発生する浮遊固形物)や汚泥の状況を確認し、清掃・汚泥引抜時期の判定や消毒剤の補充を行う保守点検業者に委託する業務です。
- ②清掃汚泥引抜 浄化槽の処理工程で必ず汚泥・スカムが発生します。これがたまりすぎると機能低下を招き、悪臭発生の原因となるため、汚泥・スカムを引抜、機械・装置を洗浄する業務です。(年1回が目安)
- ③法定水質検査 浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認する、いわば「年1回の健康診断」として大変重要な検査です。(年1回義務付け)

◇問合せ先 下水道課 TEL 68-0054

歳末たすけあい募金運動にご協力をお願いします

本年度も、12月1日から全国一斉に歳末たすけあい募金運動が実施されます。南丹市においても、下記のとおり募金運動を展開しますので、趣旨をご理解の上、募金運動に格別のご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

- 募金運動期間 12月1日～31日
- 今年度スローガン 『みんなでささえあうあったかい地域づくり』
- 募金運動の趣旨 地域住民皆さまの協力のもと、新たな年を迎える時期に地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開することをねらいとします。

<歳末たすけあい募金『お見舞事業』および「助成(配分)事業」>

南丹市の皆さまからお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」を原資として「お見舞事業」および「助成(配分)事業」を行います。対象となる方、および団体は、12月10日(月)までに最寄りの南丹市社会福祉協議会支所へ申請してください。

- お見舞金事業について
南丹市在住の方で、次の1または2に該当される方に対し、申請によりお見舞金を贈呈します。
 - 1、身体障害者手帳1級および、療育手帳Aの所有者で、日常生活において他者の支援を常に必要とする方。
 - 2、在宅でおおむね6ヵ月以上寝たきりの高齢者で、日常生活において他者の支援を常に必要とする方。
- 助成(配分)事業について
特に年末年始(12月～1月)に実施される各種福祉施設や地域の行事などに対し、申請に応じて1事業当たり70,000円以内で適切に助成(配分)します。配分は、申請書を提出し、事業実施後、報告書(領収書添付のこと)に基づいて行います。

◇問合せ先 南丹市社会福祉協議会 本所 TEL (0771) 72-3220
◇申請先 南丹市社会福祉協議会 各支所
園部 TEL (0771) 62-4125 FAX (0771) 63-5606
八木 TEL (0771) 42-5480 FAX (0771) 42-4412
日吉 TEL (0771) 72-0947 FAX (0771) 72-0732
美山 TEL (0771) 75-0020 FAX (0771) 75-0829

園部税務署「来署によるご相談は、事前にご予約を」

税金に関するご相談を希望される方は、まずは電話で税務署にお問い合わせください。書類を確認する必要があるなど、ご相談の内容により電話での回答が困難な場合は、従来から関係書類などをご持参の上、税務署にてご相談いただいておりますが、今後は、お待ちいただくことなくスムーズな対応が可能となるよう、事前にご予約いただくこととしましたのでご了承願います。

ご予約の際には、電話で、お名前、ご住所、ご相談内容などをお伝えください。(税金の納付相談や申告書の作成のためにお越しの際は、事前予約の必要はありません) また、いつでも手軽に国税に関する情報を入手できる「国税庁ホームページ」(<http://www.nta.go.jp>)を、ぜひご利用ください。国税庁ホームページでは、身近な税金に関する情報、よくある質問を「タックスアンサー」においてQ&A形式で提供しているほか、申告・納税手続に関する各種パンフレット・手引、各種形式などを掲載しています。

◇予約・問合せ先 園部税務署 TEL (0771) 62-0340

園高創立120周年記念誌制作に伴う関係資料の募集

京都府立園部高等学校は、明治20年に船井郡高等小学校として産声を上げ、平成20年には創立120周年を迎えることとなりました。

これを記念して、現在、記念式典の開催および記念誌の作成について準備を進めているところですが、1世紀を超える長い歴史の中で、貴重な歴史の記録を編さんするために、少しでも多くの写真や文書などが必要となっています。

つきましては、関係者の皆さま方、また地域の皆さま方がお持ちの貴重な資料があれば、提供・貸し出しなどについてご支援、ご協力をお願いします。提供に関する情報は、園部高等学校事務局へご連絡をお願いします。

◇連絡・問合せ先 京都府立園部高等学校創立120周年記念事業実行委員会(園部高等学校事務局) TEL (0771) 62-0051

契約と遺言は公正証書で。お気軽にご相談ください

あなたの財産を守り、金銭貸借、土地・家屋の賃貸借、相続・遺言などをめぐるトラブルを未然に防ぐために公正証書制度を利用しましょう。公正証書では、長く裁判官、検察官、法務省職員などを務めた経験豊かな法律家の中から法務大臣が任命した公証人(公務員)が、契約・遺言などの公正証書の作成に当たっています。公正証書の作成手続きのご相談は無料です。最寄りの公正証書役場でお気軽にご相談ください。

- ・「京都公証人合同役場」京都市中京区堀町通御池下丸木材木町676 堀町グランドビル3階 TEL (075) 231-4338 FAX (075) 231-0550
- ・「宇治公証役場」宇治市宇治壺番132番地の4 谷口ビル2階 TEL (0774) 23-8220 FAX (0774) 23-8320
- ・「舞鶴公証役場」舞鶴市字北田辺126-1-1 ジブラルタ生命舞鶴ビル5階 TEL (0773) 75-6520 FAX (0773) 75-6503
- ・「福知山公証人役場」福知山市字天田小字犬丸235-1 三右衛門ビル3階 TEL・FAX (0773) 23-6309

◇問合せ先 京都公証人合同役場 京都公証人会 TEL (075) 231-4338

「正月向け寄せ植え教室」を開催します

今年もあと2ヵ月。お正月を迎えるにあたり、昨年開催した『正月向け寄せ植え教室』を本年も開催します。教室に参加して、手作りの寄せ植えで新春に華を添えてみませんか。先着順のため、定員になり次第受付を終了させていただきますのでご了承ください。

- 開催日時 12月15日(土) ①午後1時～ ②午後2時～
- 定員 各10人(先着順で受付) ●費用 3,500円(土、花、鉢代含む)
- 講習場所 道の駅「京都新光悦村」 花の体験工房
- 講師 園部町「花」友の会 会員

◇申込・問合せ先 園部町「花」友の会事務局(農政課内) TEL 68-0060